

教育民生常任委員会 記録

- 1 開会日時 令和7年6月24日（火）午後1時00分開会
- 2 開会場所 三次市役所本館6階604会議室
- 3 事 件
議案第47号 三次市立学校設置条例の一部を改正する条例（案）
議案第51号 指定管理者の指定の変更について
議案第52号 動産の買入れの契約について
議案第53号 動産の買入れの契約の一部変更について
議案第54号 工事請負契約の一部変更について
議案第55号 工事請負契約の一部変更について
議案第56号 工事請負契約の一部変更について
- 4 出席委員 新田真一、月橋寿文、重信好範、藤岡一弘、増田誠宏、國重清隆、片岡宏文
- 5 欠席委員 なし
- 6 議 事

午後1時00分 開会

○新田委員長 ただいまから教育民生常任委員会を開会いたします。ただいまの出席委員数は7名であります。全員出席ですので、委員会は成立しております。本委員会は、委員会条例第17条の規定により傍聴を許可いたします。

それでは、議案第47号「三次市立学校設置条例の一部を改正する条例（案）」にかかる自由討議を行います。

この自由討議は、発言者自らが意見や考えを積極的かつ丁寧述べるとともに、他の委員の意見に対しても真摯に耳を傾け、討議を尽くして、論点を明確にし、最適な結論を導き出すことを目的としていることを改めてご確認ください。また、限られた時間で行うものですので、討論は簡潔明瞭となるよう努めてください。委員の皆さんのご協力よろしくお願いいたします。それでは発言のある方、挙手願います。

藤岡委員。

○藤岡委員 改めまして今回、議案第47号三次市立学校設置条例の一部を改正する条例（案）ということで、今審査をしているわけですが、その内容は皆さんご存じのように、八幡小学校を吉舎小学校に再配置する、そして君田中学校を三次中学校に再配置するという内容です。私はこれにあたってやはり、重要となる論点がいくつかあると思うんですけれども、私はその中でもやっぱり3つあると考えております。その1つが、先日来行われました教育民生常任委員会の中でも述べましたが、1つ目がやはり、今回、地元地域であったりだとか、また保護者の方々に理解をしていただいて意思疎通を図りながら、今回の再配置計画が進められているのかということ。2つ目にまちづくりの視点です。学校が無くなった後のまちづくりをどう行っていくのか。これは地域共創部だけの話ではありません。子育て、地域の産業、そうい

った様々な総合的なまちづくりの視点で、やはり三次市としては、これを道を示していく必要があるというふうに思っております。そして3つ目。3つ目は、この君田中学校、八幡小学校は、確かに個々で見たらそれぞれの小学校と中学校の再配置ですが、三次市教育委員会が提示しております三次市の再配置計画全体が一番最初であるということです。今後、様々な地域で再配置計画が進められていく、議論が進められていく中で、果たして、今回の君田中学校のように、保護者の方、そして地域の方へ説明する、そして覚書をもらう、この短い期間の中で行われたわけですが、そのやり方が本当に今後も同じようなやり方をしているのか疑問を持っているところです。もしよろしければ、その3つの視点についても触れながら、皆さんのご意見を聞かせていただければと思っております。私からは以上です。

○新田委員長 他にございますか。

重信委員。

○重信委員 先ほど藤岡委員からもありましたが、今回のいろいろと君田中に関わってはですね、やっぱり丁寧な説明が欠けていたのではなかろうかと思います。5月16日の地域説明会1回でですね、結論を出したというところがですね、やり方が、地域住民に理解と丁寧な議論ができていないところがこのような議論になったんだろうと思っています。引き続き、他の地区も今後ありますので、より丁寧な説明をしていって欲しいと思っております。以上です。

○新田委員長 ちょっと論点で、具体的な3点をというのは大いに結構で皆さんの自由討議いいんですけども、両校の統合についての可否を求めるのはこの場ではありません。設置条例からの削除ということについての課題だと思いますので、ちょっと冒頭申された分については、八幡が吉舎、君田が三次中のその議案を論議してるのではないということを言いたい。ご理解いただけますか。管理設置条例から削るということについての審査をこれまで行ってきた。言われる通り、後の論点がどうこうはないんですよ。ちょっと冒頭だけ気になったもんですから、統合の可否を問うているのではないという。

その他ございますか。

片岡委員。

○片岡委員 今回はもう本当に私が思う論点については、やっぱりしっかり覚書がある。私は同意を得たから判子がつかれたもんだというふうに思っております。それを理解がないと言われる根拠というのがどこにあるのか。であれば、この覚書は全く意味がないですし、もし皆さんが言うように違うところで押されたとかいう事実があるのであれば、私は判子を押した方が言ってくるのが筋であろうですし、そもそも、今までこれだけ大事なことであれば、地元にしても保護者にしても、請願とか陳情を出すタイミングはあったと思うんですよね。それもなく、こちらの覚書だけはあるっていう事実があるので、私はここで理解を得たんだろうなと。もちろん大手を振って全員賛成っていうわけではないんですけども、この判子押された方は、もう苦渋の決断でもう断腸の思いで押されたという思いがあるのは、しっかりここは汲まなきゃいけない論点であるというふうに私は思います。

○新田委員長 その他ございますか。

増田委員。

○増田委員 先ほど来、その同意についての論点が藤岡委員からスタートして出ていますが、それにあたりまして判を押していただいたという事実はございます。それはもう事実でございます。ただその経緯ですよね。そのプロセスっていうのが本当に正しいか間違っているかというより、そのプロセス自体がどうだったかっていうのがやっぱり問われるべきでありますし、もう判押したんで、この両者のね、もう両者が責任を持ってという部分ではなく、やはり本当にやっぱり判を押していただくまでのプロセスが本当に適切であったかどうかっていうのが、論点ではないかなと思うんですよ。ただ押してあるからいいというわけではないんじゃないかなと思います。同意についての論点については、ここまで意見を言わせてもらいます。

○新田委員長 その他ございますか。

國重委員。

○國重委員 先ほどいろいろ覚書という話が出てますが、やはりこの文章とかいろんなものを読ませていただいた中において、やはり地域の代表の方が、3者、いろいろ協議されてやってると思う。だから簡単に押すようなものでもないんで、それについてはやはり、よくよくというか非常に地域をまとめて本当に大変だと思うんですけど、その気持ちというものをね、やはり非常に大事にしてくれなきゃいけないと思います。以上です。

○新田委員長 その他ございますか。

月橋副委員長。

○月橋副委員長 すいません。私、宇賀小学校のときに実際にちょっと体験してるんで長くなるんですけど大丈夫ですか。しっかり聞いていただきたいので、実際に経験したものとしてちょっと話しますけども、私は移住者で20年前にこちらに来たんですけども、宇賀小学校の入学のときにですね、長男は2年生でいたんですけども、娘がですね、入学の際に0人で、娘以外はいないというところの状況まで宇賀小学校がなってたんですね、人数が減って。娘にその時間聞いたらですね、どうしたいかということ聞かせてもらったんですけど、1人は嫌だというふうに泣き続けました。その時はですね、実際に宇賀小学校の人数が減ってったときに、やはり甲奴小学校へ転校するというような保護者も出てきて、保護者の中でもかなりトラブルで揉めました。亀裂が生じました。やっぱり地域から残せという声もあって、そのプレッシャーというのは、保護者にかなりかかってきたというのが現状です。最後の保護者として、私含め他の保護者がですね、この人数ではやっていけないし、子どもたちのためにもやっぱり一緒になった方がいいだろうということで甲奴小学校に行かせてもらいました。あれから15年経ってどうだったかっていうところでですね、我が子たちがどうだったかなっていうのは、今も成人して立派に育ってると思います。子どもたちにとっては他の子を見てもですね、よかったのだろうと。ある程度人数の多い学校に行ったことによっ

て友達も増えましたし、やっぱり八幡と同じなんですけども、保育所が1つで小学校に分かれてっていう状態だったんですね、甲奴は。なので、親は保護者がすごい心配したんですけど、子どもたちは行ったらですね、もう1週間と言わず、もう1日で友達に会えて、親がすごい心配したのがですね、もう何だったんだろうなっていうのを今でも覚えてるんですけど、保護者でよかったねという話になりました。その時の市の対応がどうだったんだろうかって思い出したんですけど、その時は寄り添ってくださった。教育委員会も地域共創部もいらっしゃって、何年もかけてですね、相談に乗っていただいたし、そのあともフォローしていただいた。先生が宇賀小学校から甲奴小へ来てくださって、息子の卒業までサポートしてくださいましたし、スクールバス少人数だったんですけど、スクールバスも出していただいてっていうところで、本当に最後、宇賀小学校の閉校のときはですね、地域ですね、すごいいいイベントだと今も思ってますし、記念の冊子なんかも立派なものを作っていただいたしっていうのは覚えています。で、その15年経って今、宇賀小学校が学校として存在してないんですけど、どうなったかっていうと、学校が無くなったんですね今、天然芝のグラウンドでグランドゴルフを高齢者の方がされたりとか、中でサロンを毎週開催されたり、先日はマルシェで500人ぐらい集客したりですね、地域でしっかり活用されてると思うんですよね。僕はもうそういう部分では、15年前ですけど、先駆けて先行した事例だったというふうに思います。結局みんな学校は無くしたくないし、私だって学校無くしたくなかったんで、その後悔があるんですけど、子どもたちにとってはもちろんよかったと。子どもたちの健全な成長のためにはある程度の人数、やっぱり友達も人数も必要だっていうことは、我が子で実感しました。中学校の部活動も、実際には、うちの次男は野球やってますけど、9人いない状態で、そういった部活動がまともにできないことも経験したんで、やっぱり中学校は特に部活動が大事ですから、ある程度人数がいないとできない。そういった経験から、やっぱり子どもたちに環境を整えてあげるっていうことが、まず最優先で、保護者が不安持ってますから、そこを安心をやっぱり与えてあげる。もちろんサポートしてあげるっていうことが大事。地域っていうのは、僕は住民で作っていくものだと思って、市が示して作っていくものではないと思うんですが、こうしなさいって言われて住民が作っていくわけじゃないし、今宇賀もそういうふうになってないわけですよ。住民みんなでいろいろ考えて協力して、ただし市は、その応援とかサポートを住民に寄り添ってすべきだと思うんですよね。そこがやっぱり大事なところであるというふうに思います。

今回、八幡小も君田中も、皆さんが保護者の皆さん子どもたちが一生懸命考えて前に進もうとしている部分で、覚書ももちろんありますけども、そういった中で、次に進もうとしている中で議会が反対して、これを妨げるものではないというふうには思います。長くなりましたけど以上です。

○新田委員長 その他ございますか。

藤岡委員。

○藤岡委員 改めて皆さんのご意見を聞かせていただいて、確かに、まちづくりの視点から先にお話をさせていただくと、私も市が一方的に各自治連であったり、またはその各地区に対してまちづくりを強要す

るようなことはあつてはならないと思います。しかしながら、これまで地域というのは、まちづくりビジョンを掲げ、それぞれのですね、学校とともにまちづくりを行ってきた経緯があるわけです。それはここ数年の話ではなくて、10年20年、私はもう35歳ですけれども、私が生まれる前から積み上げられてきた歴史と思いがあるわけです。そして、地域としては例えば、30代の子育て世代が何組この地区に入ってきたらこの地域の人口が安定する、人口体系が安定するといったことに対して、集落支援員さんなどと協力しながらまちづくりも行ってきたと。これは行政と地域が行ってきたまちづくりです。それを、学校が無くなるということに対して、やはり行政も一定の責任を私は持つ必要があると思います。教育委員会としては覚書の中に、今回の再配置に対して発生する課題については教育委員会が対応しますと言われてます。書かれてます実際に。しかし実際にこのまちづくりを担当するのは地域共創部です。窓口は教育委員会なのかもしないですけども、改めてその連携も含めてできるのか、その体制を整えた上で私は議論が進まないといけないというふうに思っております。まずまちづくりについては以上です。その他については、意見が述べられてそれを聞かせていただいて述べさせていただきたいと思います。

○新田委員長 その他ございますか。

増田委員。

○増田委員 月橋副委員長の過去の経験お聞かせいただきますと本当に、多くの部分ではおっしゃる通りかなと思いました。その中で宇賀のときの話を聞かせていただき、やはり丁寧なプロセスをもって何年もかけて進められた。もちろん年数の問題ではもちろんないと思うんですけど、やっぱり丁寧な議論が進められたという部分で、それが果たして今回できていたのか。またこれからの再配置計画についても、本当に丁寧にできていたのか。特に今回、君田の件なんかは多くの意見をいただいております。やっぱり安心してサポートさせてもらうとかって、そういった部分が本当にできるのか。そのいろんな多くの不安に対して答えていたのか。またはそれはもう本当に聞くだけで、お返しせず、もう本当にそこで聞いただけで、聞かせてもらっただけですよね、教育委員会が聞かせてもらうだけでもう合意としてみなしていく、理解を得たっていう状況が本当に果たしてプロセスとして正しかったのかっていう部分があると思います。そのプロセスが丁寧に踏まれていれば、様々なご意見っていうのは出なかったのではないかなと思う。本当に皆さん前向きに、もう統合に向けて行こうっていうふうに、プロセスさえ丁寧にしとけばなっていっちゃった可能性もあるんじゃないかなと思うんですよ。それがなくて、このような事態になってたわけで別に議員が思ってるわけでもないですし、私たちが急に思いついて言ってるわけではございません。これは多くの説明会や、本当様々なところでね、もちろん君田だけではないんですが、様々なところ出てるご意見ですし、多くは君田保護者さんにしろ八幡の保護者さんにしろ、またその子どもたちにしろ共通のご不安って抱えられてたと思います。それをもう、ある意味十分に答えずに、言い方悪いですけど強引に統合とか再配置に持っていったということは、やっぱりプロセスに疑義が出てくる原因ではないかなと思います。プロセスについてはちょっと以上です。

○新田委員長 その他ございますか。

片岡委員。

○片岡委員 先ほど藤岡委員から、まちづくりの論点というのがありましたので、このまちづくりについては今回、教育民生では学校設置条例の一部改正するというので所管も違いますし、今ここで議論することなのかなというのが1点あります。先ほどからあるように、地元で丁寧な説明、保護者とか丁寧な説明がなかったんじゃないかって言われますけれども、ちゃんと説明会でも明らかな反対っていうのは聞いてないですし、この委員会でも、君田小中の保護者の方、自治連の方と意見を聞かせていただきましたけれども、もう絶対反対なんだっていう意見は私は聞いてないつもりです。ただ、今後のことは不安がいっぱいありますということで、不安なことをいっぱい言われた。教育委員会はこれ一切知りませんと言ったわけではなくて、今回決めなければ、おそらく進めない事項ばかり皆さん聞かれてるから答えられないっていうところも1個の論点としてあるんじゃないかと思うんですよ。じゃあこれが反対になったときに、ずっとこの話が、スクールバスであったりとかいろんな通学、制服の問題が進むかといえ、別に時間が長かったから進むわけではなく、これから一緒に丁寧に協議していきますっていう言葉がある以上、私は何ををもって反対っていうのか、なかなか理解ができないところがあります。

○新田委員長 その他ございますか。

重信委員。

○重信委員 先ほどの月橋副委員長の過去の15年前の、当時のことをる述べていただき同感するところもありますが、当時は通学方法、制服などを全部示されて、合意されたということで、私もそう聞いたんですが、それで宇賀の場合はですね、これ自由討議なので質問しちゃいけませんので、そういうことで、いろいろ示されて合意があったんだろうと思ってます。この度の示されとる部分はですね、通学方法、また制服などの説明があつてこそ、それを保護者に説明するべきであつて、丁寧な、まだそこまで示されていない。八幡もそうですが、通学方法、それは保護者に対して軽視という思いを私は持っています。以上です。

○新田委員長 その他ございますか。

月橋副委員長。

○月橋副委員長 宇賀小学校の場合、もう先に何か示されたわけじゃなくて、話し合いの末にできないことももちろん教育委員会もあったでしょうし、断られたことも、すべては覚えてないですけど、ただ要は真摯に対応して下さったっていうことは覚えてますけども、最初にこれを示して、これですよ、あれですよってことを示されてはいいです。それとあと、皆さんが地域への説明会が足りない足りないと言われるんですけども、やはり僕はやっぱり優先順位があると思うんですよ。まずは子どもたちの環境を作ってあげることが第1。保護者が悩むわけです。私も悩みましたし、その時にやっぱり地域のプレッシャーというのがものすごいあるわけです。移住者である私ですらそれを感じて、子どもを1人でも行かせようか

っていうその時思ったわけですよ。なので地域の説明が足りないと、地域への説明が足りないって皆さん言われるんですけども、順番的な地域への説明は最後で僕はいいと思うんですよ。もちろん保護者の意見が固まらないのに地域への説明ってというのは、それは難しいと思います。僕だったら嫌です。その立場だったら、地域の方から残せよって言われるような状況になるのは、誰かが守ってあげないといけない。子どもも保護者も。やっぱりそこは優先順位があると思うんで、地域住民が全員じゃそこで参加で説明会を聞くのはね。じゃ先にしますよ。そのあとに保護者の意見を固めていきますよ。それがやっぱりいけないと思うんで、やっぱり、よく考えていかないといけないのは子どもたちがまず第1。子どもたちがどうかっていうところが優先順位一番、悩んでいる保護者に対して安心を与えることという部分、やっぱり大事。申し訳ないんですけど、それは地域の人は残したいと思いますよ。だけど、やっぱりその優先順位をしっかり考えた上じゃないと、僕はいけないというふうに思います。

○新田委員長 その他ございますか。

増田委員。

○増田委員 おっしゃる通りです。子どもたちの環境大事です。だからこそ逆に言えば、市町によっては詳細な子どもたちやら、その保護者ですね、子どもたちだけで通学できる部分ではないので保護者にもやっぱりお手伝いいただけないといけない部分があるんで、そこは詳細な通学計画、特に今回は中学校ですよ。町内で比較的近くでの統合ではなく、ある意味遠距離。本当に雪も降る。合併前のことで言えば、自治体も違ったというある程度離れたところの統合ですんで、本当に子どもたちのことを思って、この計画はどうか、保護者の不安についてどうか、もちろん回数ではないと思うんですよ。回数ではないと思いますけど、説明会が不十分だったとか、そのことが大きな論点ではなく、君田についてはちょっと回数は少ないんじゃないかなとは思いますが。そうでなく、そこへの寄り添いっていうのが本当にできてたのか、宇賀のときは本当に丁寧にされたのかもしれないですけど、今回それが果たしてどうだったのか、それは期間の問題とか回数の問題でなく、その丁寧な寄り添いというのがあればこういった様々な保護者、これはやっぱり子どもさん、子どもです。本当に子どもが不安に思ってるから、保護者も不安に思うんだと思うんですよ。子どもたちの生活は、それは歩いて通える距離だったらそれは子どもたちである程度解決できる可能性もありますけど、これはもう、子どもたちが歩いて行ける距離の統合ではございませんので、そこはもう本当に保護者の負担も大きいと思います。そこに対しての、やっぱり寄り添いがなくて保護者も大変不安に思いますし、子どもたちも前向きにすぐっていうふうに、本当に気持ち、切り換えるの本当に大変なことではないかなと思います。だからこそ、この進め方がどうだったのかということです。そこがやっぱり一番の論点ではなかったかなと思います。

また反対の意見はなかったというんですけど、反対意見はなかったのではなく、言えなかったんじゃないかと思うんですよ。本当にもう結論が決まっていますっていうふうにもう伝達をされてる、説明でも、もうこれは変えることありませんっていうような説明だ答弁だったと思うんですけど、そういった部分で、

もう変えれないんだったら、聞くって言ったらおそらく将来の不安で、全く示されてないわけです。示しての話じゃないんで、通学方法も何もわからないっていうような状況なんで。現実的な、どうするんですかっていうような質問に終始され、それ以上の反対については、もう述べる力もなかったというふうにはお話も聞いています。

○新田委員長 他にございますか。

藤岡委員。

○藤岡委員 今ですねいろいろ、これまでのプロセス、合意を得るためのプロセスがどうだったのか、そして地域づくりの視点としてもどうだったのか。これについてはですね、今皆さん言われた、自由討議の改めてこの我々発言者が行うべき心得としては他の人の意見を否定したりだとか、することはあってはならないので、私は申しませんが、改めて、先ほど、まずプロセスについてはですね、増田委員が今言われた通り、我々はですね、6月11日に教育民生常任委員会として、この場で各代表者の方々に対して、意見聴取会を開催をさせていただきました。そこで、皆さん覚えていらっしゃる方もおられるかもしれませんが、私が聞いたのは、教育委員会からの話というものは、一方的、決定ありきという話であったと。先ほど増田委員が言われたように、やはりそこ、そういう話し方をされると反対のしようがないという状況が容易に予想できる。我々は議員なので、いわゆる何ていうんですかね、こういう協議の場というのは慣れておりますが、一般の保護者の方々、地域の方々が行政から、こういうふうにもう決まってるんですよというような論調で話をされることに対して、なかなか難しいところがあるというふうに思います。我々は、そういった小さな行為にもやはり、耳を傾けていくべきだというふうに思います。まちづくりの視点については、確かに、今回の議案というものが、何かまちづくりについて関係するんですかということを言われたら、決してそうではないと思います。あくまでも、八幡小学校を削ること、君田中学校を設管条例から削ることです。しかし、そこまでに至る背景としては、これまで地域にも説明がありました。これは三次市全体における学校の再配置計画をもとに行われている条例の改正案であり、もちろんそこには、まちづくりも関係すると私は考えます。改めて、今回全体の学校の再配置計画の今後の進め方を考えるにあたって、改めて、先ほど月橋副委員長も言われました、丁寧なプロセスを踏まれていたと。同じように他の地域でもすべきと考えますし、また、地域づくりについても、共同して行うまちづくりです。行政だけが、または、各地域の自治連だけがというわけではなく、行政と自治連が共同してまちづくりを行うための道筋を私は示していくべきだと思っております。以上です。

○新田委員長 他にございますか。

片岡委員。

○片岡委員 今丁寧な説明が足りなかったんじゃないかというご意見がございました。今までちょっと時間が短かったっていうこともあったんでしょうけれども、これ以降はもう話はしませんっていうことではないので大事なのは今後どうしていくか。保護者さんと、子どもたちの気持ちに寄り添うのが一番大事な

ことであって、それを一切しませんということではないので、ここから1歩ずつ丁寧に1個ずつ問題を解決することが私は大事なんじゃないかなというふうに思います。今までの方も時間がね、長ければいいわけでもないですし、これからしっかり覚書の方にもあります課題についてはしっかり教育委員会が対応するというふうに書いてありますので、そこはしっかり対応していただくということで、前に進めていく、せっかく子どもたちも、再配置に向けて前を向こうとしてるときに、やっぱり止めるべきではないというふうに私は思っております。

○新田委員長 その他ございますか。

國重委員。

○國重委員 先ほど増田議員が言われましたようにですね、本当に細やかな配慮をし、説明、丁寧な説明があったのかどうかということに関しては反省するところ、反省していただきたいという気持ちもあります。ただし、やはりこれって地域の中で非常に苦渋の選択をしていますんで、安易にですね、説明がないとかあるとかってというのは、果たしてどうかなというところもありますが、ただ、増田委員が言われる通りで非常に説明をね、丁寧にすべきだ、それは、私はそうした方がいいと思います。いいと思いますじゃなくて、考えております。

○新田委員長 ごめんなさい。今ちょっと結論のところはちょっと、

○國重委員 今後のことで、いろいろ今回君田中学校という、中学校の再配置ってのも初めてということもありましてですね、いろいろあったんですが、ただ、私が思うには今後いろんな形のものが進んでいきますんで、それに対してまた同じようなことで議論するというのはどうかなというふうに思っております。以上です。

○新田委員長 今後もちろんと対応していくべきだというご意見ですか。

○國重委員 はい。

○新田委員長 その他ございますか。

重信委員。

○重信委員 この委員会でも、君田小中、そして自治連と6月11日に意見交換会いたしました。本当ならですね、もうちょっと、他の自治連さん、君田の自治連さん単独でですね、ちょっと時間がなかったいうところもありますんで、先ほどプロセスが本当大事なんで、君田の方はやっぱりもう決定ありきで説明を受けて、やっぱり諦めムード。そして、仕方ないムードが先に走ってしまって、物が言えない状態の状況だったんだろうと思ってます。で、やはり、時間をかけてもですね、丁寧な説明をするべきであろうと、今も思っています。以上です。

○新田委員長 他にございますか。

ないようですので、まとめをするわけじゃありません。私も委員の1人としての発言は、運営役であっても、あるというふうに聞いておりますので、一言だけ言わせていただきたい。私が一番気になるのはも

ちろん子どもたちの今後ということも、大きな問題だと思います。ただ、これだけ申しておきたい。

1人の子も担任しました。子どもの成長というのは、いろんなところで発揮されていくというのを感じています。それはいい。この、先ほど来いろんな説明会とか、地域のまちづくり等にまでいろいろ課題は及んでいますが、1点だけ申し上げたいのは、保護者の皆さんが皆さんとともに、この場でいろいろご意見を聞かしていただいたときに、諦めムードの中で、もう決まったことだからという発言が何回かあったと思います。これからも、地域の人たちは地域で生活し、子どもたちも、仮に学校がなくなっても地域で生活していく。その地域の皆さんが諦めの中で、本当にこれからの地域づくり、誇りを持って子どもたちに、君田なら君田、八幡は八幡のことを伝えていけるのかどうだろうか。そこはおっしゃる通り、前向きな気持ちになっていただかないといけないというふうに思いました。その意味でも、我々がここで、その過程において、本当にどうだったのかということが、幾らかでも伝わっていくことが非常に大事なのではないかというふうに思っています。それは裏返せば、もう決まったから、もう決まりなんよ、これでいいでしょうではないということを、一言申し述べさしてもらって、ないようでしたら以上で自由討議を終わります。委員の皆さんよろしいでしょうか。

それではここでしばらく休憩したいと思います。再開は13時50分とします。

午後1時37分 休憩

午後1時50分 再開

○新田委員長 休憩前に引き続き委員会を開きます。

それでは委員会審査報告書に沿って、議案の討論、採決を行います。

これより、議案第47号「三次市立学校設置条例の一部を改正する条例（案）」について討論を行います。討論願います。

藤岡委員。

○藤岡委員 それでは、議案第47号「三次市立学校設置条例の一部を改正する条例（案）」に反対の立場として討論いたします。この議案は、八幡小学校、そして君田中学校を廃止するため削るという改正案でございます。反対の理由といたしまして、まず、君田地区の保護者や地域の方々との意思疎通や認識の違いがあり、丁寧な協議と意見交換が行われた上で、再配置を進める必要があると判断したためです。確かに、中学校PTAの方々、そして連合自治会、三次市教育委員会の3者による覚書が締結されています。しかし、我々教育民生常任委員会で意見聴取をさせていただいた際や、議員活動として、君田地区の声を聞かせていただいたときに、教育委員会からの説明が決定ありきの論調であり、一方的であったとの意見も聞かせていただいたところです。また、今後の学校生活に臨むにあたり、様々な不安も聞かせていただいています。このことから、教育委員会の考える同意を得たとする根拠と、地域からの同意には、認識の違いがあるというふうに言えます。また、2つ目の反対の理由として、地域づくりの視点がございます。学校の無くなった後のまちづくりについてどうするのか。地域と協働したまちづくりについて、三次市として、

一定の道筋を示していく必要があると判断しました。地域から学校がなくなることは、教育だけでなく、子育てや地域の産業など、総合的なまちづくりに影響します。これは今回の八幡地区、君田地区だけの話でなく、今後の再配置計画を進めるにあたって、対象となる地区へも多く影響を及ぼすことです。こういった保護者や地域からの不安を解消することなく、また、地域との協議を十分にすることなく、再配置することだけを先に決定し、計画を進めることに大きな疑問を持ちます。状況によっては、学校の再配置や統廃合は必要です。必ずしも再配置に全面的に反対するものではありません。しかし、こういう保護者や地域との合意に至る経緯については、不安を解消し、これからのまちづくりを示す必要があると考えます。私は、教育民生常任委員会の活動で得た意見や地域の意見に目を背けることなく、納得いただいた上で、学校の再配置が行われるべきと考え、反対討論とさせていただきます。

○新田委員長 他に討論はありませんか。

片岡委員。

○片岡委員 議案第 47 号「三次市立学校設置条例の一部を改正する条例（案）」について、私は賛成の立場で討論を行います。本議案につきましては、三次市立小中学校のあり方に関する基本方針に基づき、令和 8 年 4 月 1 日から三次市立吉舎小学校と三次市立八幡小学校、三次市立三次中学校と三次市立君田中学校を再配置するために必要な議案でございます。第一にそれぞれの地域の保護者と地域の代表、教育委員会の 3 者で覚書が締結されております。覚書につきましては、当事者の信頼関係を基盤に合意内容を記録しておくための大事な文章であります。保護者の代表である P T A 会長と、地域の代表である、それぞれの校区の住民自治組織の会長、教育委員会の 3 者によるもので、重く受けとめる必要があるというふうに思っております。第二に、覚書に再配置により生じる課題については、基本方針に基づき、三次市教育委員会において対応するとあります。保護者から意見があった通学関係、学習関係の変化への対応については、教育委員会が責任を持って対応するというものでございます。第三にそれぞれの地域で運動会が開催をされました。今回の運動会につきましては、最後の運動会ということで今回、児童生徒たちの自主的な運動会のポスターの作成とかされ、アナウンスをされております。児童生徒は一生懸命頑張って、前に進もうとしております。またすでに閉校行事に向けた準備も進められています。このことから、まさにもう再配置については合意されてるというものであると思います。以上の点から、議案に賛成するものでございます。

○新田委員長 他に討論ありませんか。

増田委員。

○増田委員 では議案 47 号「三次市立学校設置条例の一部を改正する条例（案）」について反対の立場で討論いたします。本議案は二校に関する廃止の案件であると同時に、今後本市が推進しようとしている市立小中学校再配置計画の初めての適用事例です。従ってこの議案に対する議会の判断は、単に二校の存廃にとどまらず、今後の学校再配置全体の進め方に対して、大きな意味を持つと考えます。地域別、学校別

に説明会が実施されてきたことは承知していますが、その進め方には多くの課題が見受けられます。とりわけ、地域住民、保護者との共通理解の形成や、納得の得られる対話を基盤として進められているとはいいがたく、説明会では、統廃合や通学環境の変化に対する懸念、地域コミュニティへの影響を不安視する声が寄せられています。再配置後、通学支援、安全対策、地域における学校の役割といった重要な点について具体的な説明が行われた上で、合意形成を図り、必要に応じて計画の見直し等を行うべきですが、現時点では変更は考えていないとの答弁がされており、こうした不明瞭さが、地域や保護者の不安や不信感を拡大させているのが実情です。さらには、三次市まち・ゆめ基本条例において、第7条には「まちづくりの主体は市民」、第8条には「対等な立場でのまちづくり」、第9条には「情報共有の原則」が明記されており、市政のあらゆる施策において、住民参加と行政の説明責任が原則とされています。にもかかわらず、特に君田中学校の再配置の進め方においては、こうした条例の理念が十分に生かされているとは言えません。場合によっては条例違反との認識もあり得るのではないかと考えます。本来、学校の再配置の議論は存続ありき、廃止ありきではなく、子どもたちにとって、どのような学びの場が望ましいのか、地域にとって、学校の果たす役割は何かという、本質的な視点から出発すべきです。説明会の内容としては方針の伝達にとどまり、住民の意見を受けとめる柔軟な姿勢や、双方向の対話には至っていません。結果として、ともに考え、納得の上で進めるという、自治の根幹ともいえるプロセスが欠けており、共通理解の形成という言葉には到底届いていないと受け止めざるをえません。この議案がこのまま可決されれば、このやり方でよいという先例ができてしまい、今後の再配置全体に大きな影響を及ぼすことが懸念されます。ここで拙速な判断を下すのではなく、将来に対する誠実な姿勢として、立ちどまる勇気を持つことこそが、今議会に求められているのではないのでしょうか。以上の理由から、議案47号への反対討論といたします。

○新田委員長 他に討論はありませんか。

國重委員。

○國重委員 議案第47号「三次市立学校設置条例の一部を改正する条例（案）」でございますが、私は賛成ということで討論させていただきます。八幡小学校は吉舎小学校へ再配置し、君田中学校は三次中学校への再配置としてそれぞれの保護者の皆さんや地域の皆さんに説明し、教育委員会も信頼の上、PTA会長、自治組織の会長、教育委員会の3者で覚書に捺印されております。捺印されるということはもろ手を挙げて賛成ではなくて、将来の児童のことを考え、断腸の思いですね、押されてるのではないかと思います。とにかく、一生懸命君田地区の将来を考えながらも、地域の皆さんはぐっところえてこの人口が減少してる中において、非常につらい思いがあったと思います。押印されてる意味は深く、議会として重く受けとめなきゃならないと考えておりますので、賛成させていただきます。以上です。

○新田委員長 他に討論ありませんか。

重信委員。

○重信委員 私は、議案第47号「三次市立学校設置条例の一部を改正する条例（案）」に対して反対の立

場で討論に参加いたします。子どもたち、保護者、地域の方々へ説明や協議、合意形成を図ることは非常に時間がかかることであり、今、教育委員会が行っているやり方には到底理解に苦しみます。通学が自由制度もあることから、急ぐ必要もなく、より丁寧な説明を市民に、また保護者に説明すべきであります。しっかりとした対話や議論を重ねて納得していただきますよう、慎重に進めるべきだと思います。反対の立場で討論に参加いたしました。以上です。

○新田委員長 他に討論ありませんか。

月橋副委員長。

○月橋副委員長 議案第 47 号「三次市立学校設置条例の一部を改正する条例（案）」に賛成の立場で討論を行います。第一に、保護者と地域の代表者、教育委員会の 3 者で覚書が締結されています。それぞれに思いのある中、児童生徒の学習環境を整備するという一方で、苦渋の決断をされた保護者と地域の合意は大変重いものであると受け止めております。とりわけ、八幡小学校、君田中学校とも、新入生は 0 人という状況の中で、これ以上先送りはできない。子どもたちのために、学習環境を整えていきたいという保護者の、皆さんの思いは大いに尊重されるべきものです。子どもたちの学びにとって、一年は貴重なものです。少しでも早い対応が求められます。その思いを議会としてもしっかり受け止める必要があります。第二に、それぞれの地域で閉校記念行事等の準備を進められています。仮に、この議案が否決されれば、民意は尊重されないばかりか、学校は閉校できなくなるため、次のステップへ進もうとされている。地域の皆さんの活動を妨げることに भी なります。これは市民の代表である議会が行うべきことではありません。以上の点から、議案に賛成するものです。

○新田委員長 それでは、これをもって討論を終結いたします。

これより議案第 47 号を採決いたします。本案に賛成の方の挙手を求めます。

（賛成者挙手）

○新田委員長 ただいまの採決の結果、可否同数でございます。委員会条例第 15 条の規定により、委員長において本件に対する可否を採決します。本件について、委員長は反対といたします。本案は賛成少数と認め、否決いたします。

次に、議案第 51 号「指定管理者の指定の変更について」の討論を行います。討論願います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○新田委員長 討論なしと認め、これをもって討論を終結いたします。

これより、議案第 51 号を採決いたします。本案を原案の通り決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○新田委員長 ご異議なしと認め、本案は原案の通り可決すべきものと決しました。

次に、議案第 52 号「動産の買入れの契約について」の討論を行います。討論願います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○新田委員長 討論なしと認め、これをもって討論を終結いたします。

これより、議案第 52 号を採決いたします。本案を原案の通り決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○新田委員長 ご異議なしと認め、本案は原案の通り可決すべきものと決しました。

次に、議案第 53 号「動産の買入れの契約の一部変更について」の討論を行います。討論願います。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○新田委員長 討論なしと認め、これをもって討論を終結いたします。

これより、議案第 53 号を採決いたします。本案を原案の通り決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○新田委員長 ご異議なしと認め、本案は原案の通り可決すべきものと決しました。

次に、議案第 54 号「工事請負契約の一部変更について」の討論を行います。討論願います。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○新田委員長 討論なしと認め、これをもって討論を終結いたします。

これより、議案第 54 号を採決いたします。本案を原案の通り決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○新田委員長 ご異議なしと認め、本案は原案の通り可決すべきものと決しました。

次に、議案第 55 号「工事請負契約の一部変更について」の討論を行います。討論願います。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○新田委員長 討論なしと認め、これをもって討論を終結いたします。

これより、議案第 55 号を採決いたします。本案を原案の通り決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○新田委員長 ご異議なしと認め、本案は原案の通り可決すべきものと決しました。

次に、議案第 56 号「工事請負契約の一部変更について」の討論を行います。討論願います。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○新田委員長 討論なしと認め、これをもって討論を終結いたします。

これより、議案第 56 号を採決いたします。本案を原案の通り決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○新田委員長 ご異議なしと認め、本案は原案の通り可決すべきものと決しました。

以上で採決を終わります。

次に、委員長報告ですが、今回の議案の報告に付すべき意見があればお願いします。なお、ご意見は議案審査に関係するものとしてください。

藤岡委員。

○藤岡委員 議案第 51 号「指定管理者の指定の変更について」で意見がございます。こちらの内容につきましては、三次西健康づくりセンターデイサービス施設を今年、現在の期間が令和 9 年 3 月 31 日までの約 3 年間の指定管理になっているものを変更するという、今年の 9 月 30 日までに変更しようとするものです。これについてはですね、まず一つ目、現在利用者さんがいらっしゃることで、その利用者さんの今後の対応について、他の施設に移すなりですね、これについては今、委託をされてます。社会福祉協議会がされるということなんですけれども、三次市としてもやはりこそ関わりを持って、責任を持っていただきたい、そして二つ目なんですけれども、もともとこの施設は小学校を改装して使われています。三次市の大切な財産でございますので、今後、市場調査などしていくということでありましたが、改めて、この跡地利用として適切に使っていただきたいというふうに思います。以上です。

○新田委員長 他にございますか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○新田委員長 それでは、お諮りいたします。委員長報告の案文作成につきましては、正副委員長にご一任いただけますでしょうか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○新田委員長 ではそのようにさせていただき、後日、タブレットへ入れさせていただきますので、よろしく願いいたします。

以上で、教育民生常任委員会を終了します。委員の皆さん、ご苦労さまでした。

午後 2 時 16 分 終了

三次市議会委員会条例第 28 条第 1 項の規定により、ここに署名する。

令和 7 年 6 月 24 日

教育民生常任委員会

委員長 新田 真一